

平成 30 年度

摂津市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

摂津市監査委員

摂 監 査 第 4 4 号
令和元年8月21日

摂津市長 森 山 一 正 様

摂津市監査委員 馬 場 博
同 野 口 博

平成30年度摂津市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度決算に基づく摂津市健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成30年度摂津市健全化判断 比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類
- 2 資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月31日～令和元年8月19日

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準	平成29年度 (参考)
実質赤字比率	—	12.55	20.00	—
連結実質赤字比率	—	17.55	30.00	—
実質公債費比率	1.9	25.00	35.00	2.9
将来負担比率	—	350.00	—	—

備考 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないため「—」

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計等の名称	平成30年度	経営健全化基準	平成29年度 (参考)
摂津市水道事業会計	—	20.0	—
摂津市下水道事業会計	—	20.0	—

備考 資金不足比率は、資金不足額がないため「—」

審 查 參 考 資 料

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率分析

健全化判断比率に係る推移

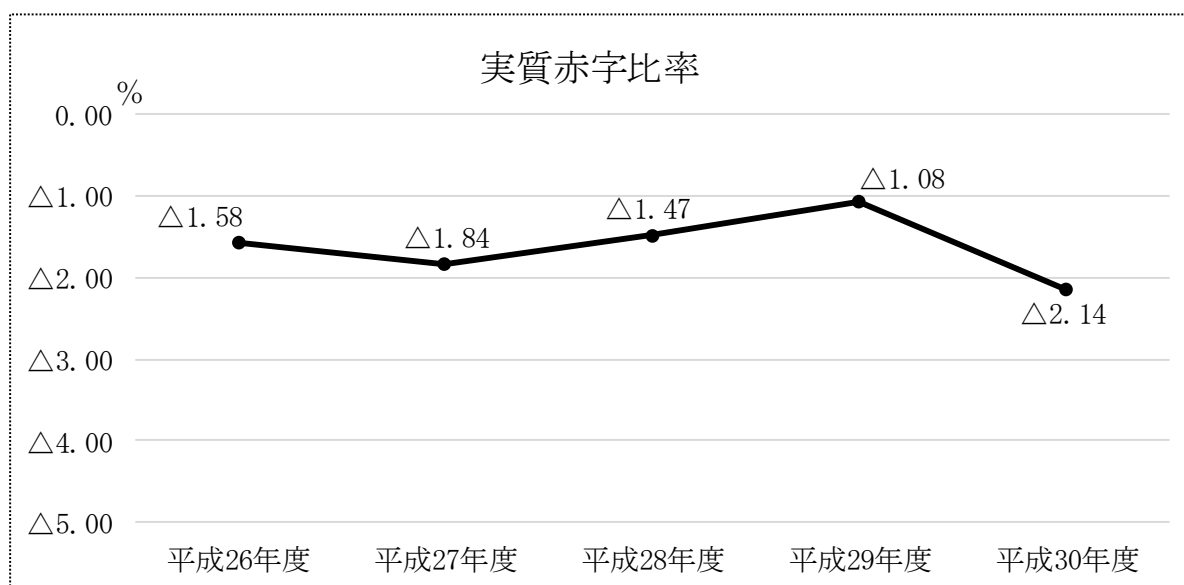
(単位：%)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実質赤字比率	－ (△1.58)	－ (△1.84)	－ (△1.47)	－ (△1.08)	－ (△2.14)
連結実質赤字比率	－ (△17.95)	－ (△20.12)	－ (△22.56)	－ (△24.76)	－ (△23.21)
実質公債費比率 (3か年平均)	6.3	5.3	4.2	2.9	1.9
将来負担比率	－ (△46.1)	－ (△99.0)	－ (△97.2)	－ (△84.9)	－ (△99.4)
資金不足比率 (水道)	－ (△148.9)	－ (△155.7)	－ (△159.9)	－ (△177.7)	－ (△185.6)
資金不足比率 (下水道)	－ (△0.2)	－ (△0.5)	－ (△5.4)	－ (△15.4)	－ (△18.4)

※ 実質収支または連結実質収支が黒字である場合、将来負担額及び資金不足額がない場合、比率は負の値となり、公表値は「－」で表示される。

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率（実質赤字比率）は、収支が黒字であるため「－」(△2.14%)となっている。早期健全化基準の 12.55% を 14.69 ポイント下回り、前年度に比べ 1.06 ポイント低下している。

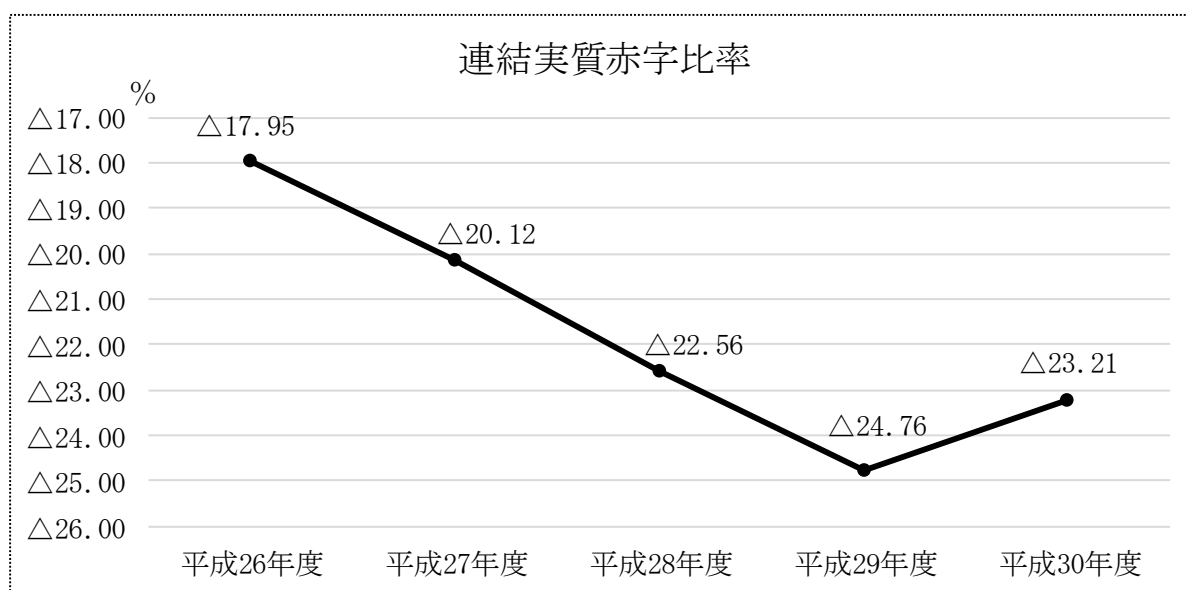


※ 実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。黒字の場合は負の値になる。

連結実質赤字比率

財産区財産特別会計を除く全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率（連結実質赤字比率）は、収支が黒字であるため「-」（△23.21%）となっている。早期健全化基準の17.55%を40.76ポイント下回り、前年度に比べ1.55ポイント上昇している。

会計別にみると、水道事業会計、下水道事業会計、一般会計等（パートタイマー等退職金共済特別会計を含む）、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計の全てで黒字となっている。

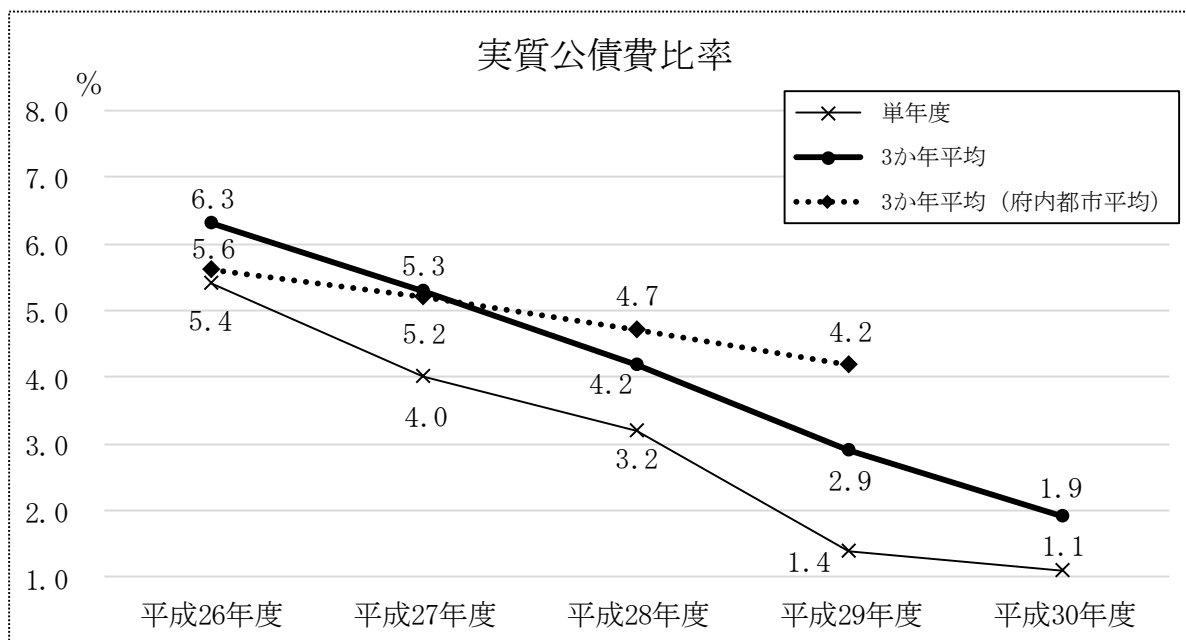


※ 連結実質赤字比率は、水道事業などの公営企業や国民健康保険などの特別会計を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものである。ただし、発生主義会計を採る民間企業の連結決算とは異なり、現金主義会計による資金不足額に着目している。黒字の場合は負の値になる。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（実質公債費比率）は、1.9%（3か年平均）となっている。早期健全化基準の25.0%を23.1ポイント下回り、前年度に比べ1.0ポイント低下している。

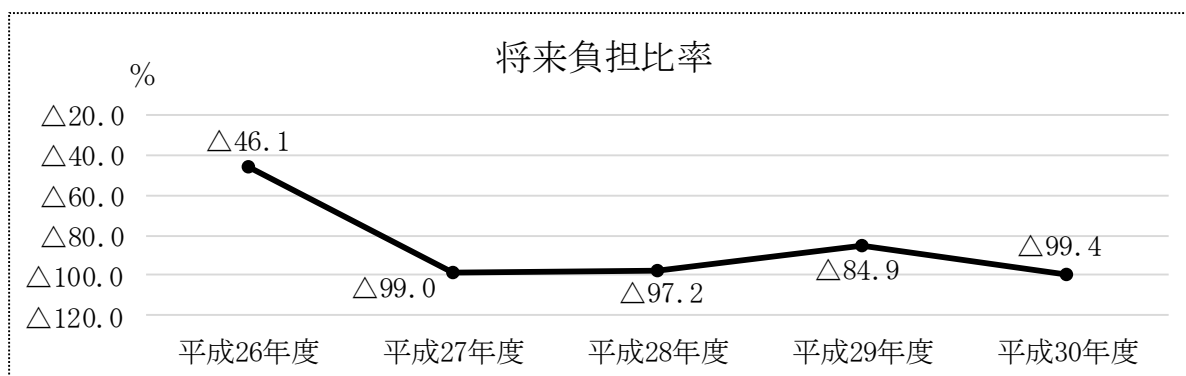
単年度でみると、1.1%で前年度（1.4%）に比べ0.3ポイント低下している。



※ 実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。

将来負担比率

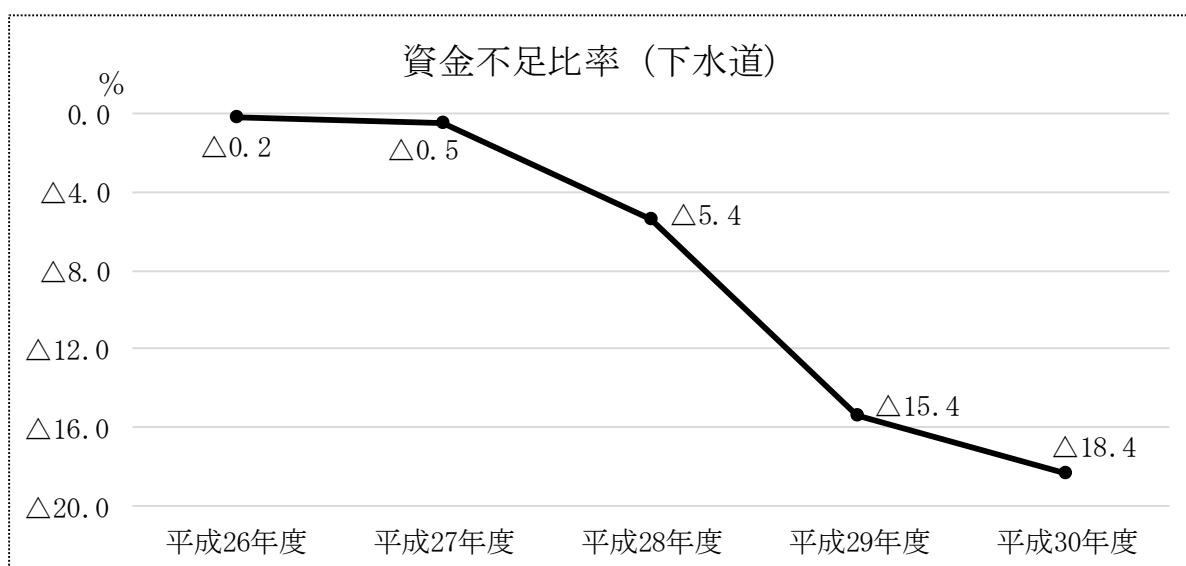
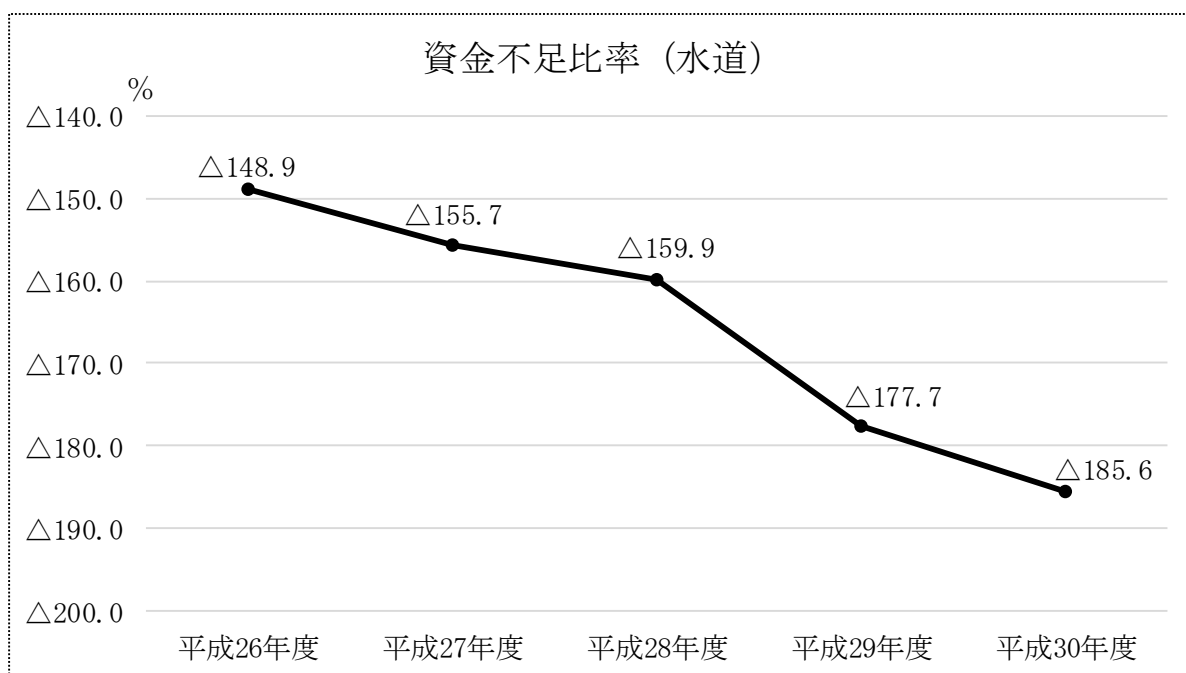
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（将来負担比率）は、将来負担額が充当可能財源等を下回っているため「-」（△99.4%）となっている。早期健全化基準の350.0%を449.4ポイント下回り、前年度に比べ14.5ポイント低下している。



※ 将来負担比率は、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものの。将来負担に見合う充当可能財源等がある場合は負の値になる。

資金不足比率

公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率（資金不足比率）は、水道事業会計では収支が黒字であるため「－」（△185.6%）となっている。経営健全化基準の20.0%を205.6ポイント下回り、前年度に比べ7.9ポイント低下している。また、下水道事業会計では収支が黒字であるため「－」（△18.4%）となっている。経営健全化基準の20.0%を38.4ポイント下回り、前年度に比べ3.0ポイント低下している。



※ 資金不足比率は、水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入など収益に相当する額と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表したものの。資金剰余の場合は負の値になる。